

速度取締り指針

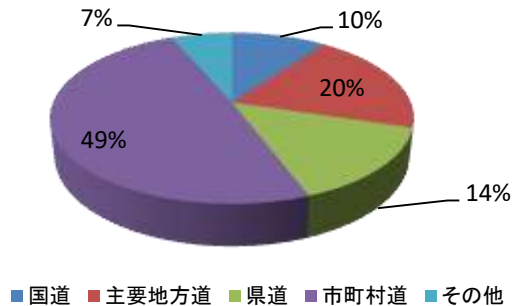
速度取締り重点

重点路線	時間帯	区 域	規制速度
県道 佐野環状線	9:00~21:00	大橋町、小見町地内	50キロ
主要地方道 佐野田沼線	9:00~21:00	堀米町地内	50キロ
市道1級11号線 通称フルーツ街道	9:00~19:00	上羽田町地内	50キロ

※ 重点以外の路線、場所、時間帯であっても、取締りを実施します。

管内における交通事故実態

人身事故発生率(令和6年上半期)



- ▼ 人身事故の約34%が主要地方道と県道、約49%が市道で発生した。
- ▼ 事故類型については、車両同士の事故が約54%を占め、そのうち出会い頭事故と追突事故で、全体の約31%を占めている。
- ▼ 幹線別の発生状況は、国道50号線9件、佐野田沼線10件、佐野環状線4件となっている。

～ 令和6年上半期 ～

- 夜間の市道上で自転車が車両に追突される交通死亡が1件発生した。
- 高齢者が関係した事故は、人身事故全体の約37%を占めた。
- 事故類型では、追突事故が約33%と最も多く、次いで出会い頭事故が約14%を占めた。

その他の交通指導取締り要点

- 深夜営業飲食店、JR佐野駅周辺での神出鬼没な夜間検問を実施し、飲酒運転摘発を推進する。
- 市街地において一般交通犯検挙活動から無免許運転の摘発が散見されるので、各種交通取締りを実施し撲滅を図る。
- 児童等の通学路安全確保のため、登校時間帯での通行禁止違反取締りを実施する。
- 横断歩道での歩行者優先の意識を高めるため、信号機のない横断歩道での取締りを実施し、運転者の意識改善を図る。
- 佐野市北部を中心とした過積載車両の取締りを継続して実施する。